

逗子市森林整備計画書（案）の
公告縦覧について

森林法第10条の5第1項の規定に基づき、森林所有者等が森林を施業（伐採・造林・保育等）する際の指針となる逗子市森林整備計画を樹立するに当たり、下記により縦覧を行います。

この計画（案）に意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することが出来ます。

◆ 縦覧期間

令和5年2月1日（水）から3月2日（木）まで

◆ 意見提出方法

住所・氏名を明記のうえ、任意様式にて次の1～4のいずれかの方法で提出してください。

1. 直接持ち込み…経済観光課窓口（市役所2階）

2. 郵送…〒249-8686

逗子市逗子 5-2-16 経済観光課 宛

3. ファックス…045-873-4520

4. Eメール…keizai@city.zushi.lg.jp

ご意見はメール本文に記入してください。

添付ファイルでの提出はできません。

◆ その他

皆様からいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方と共に、後日ホームページに公表いたします。個々のご意見に対しては、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆ 問合せ先

逗子市経済観光課

Tel 046-873-1111 内線 282

土曜日・日曜日・祝日を除く、8:30～17:00